

兵庫県公報

平成24年11月30日 金曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示

ページ

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録基準日、登録日及び縦覧期間並びに
在外選挙人名簿に係る縦覧期間 1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第63号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録基準日、登録日及び同法第23条第1項の規定による縦覧期間並びに同法第30条の7第1項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定による在外選挙人名簿に係る縦覧期間をそれぞれ次のとおり定める。

平成24年11月30日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武田 丈 蔵

- 1 選挙人名簿の登録基準日等
 - (1) 基準日 平成24年12月3日
ただし、年齢については平成24年12月16日現在
 - (2) 登録日 平成24年12月3日
 - (3) 縦覧期間 平成24年12月4日
- 2 在外選挙人名簿に係る縦覧期間 平成24年12月4日